

Title	英国の対米放資回収に関する規程一斑
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.3 (1916. 3) ,p.386(114)- 391(119)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160301-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國の對米放資回收に關する規程一斑

堀江 歸一

英國が對米放資を回收して、米國に負う債務を決済する目的を以て、昨年十二月中旬議會に法律案を提出し、可決確定して本年一月一日以來全部實行せられつゝあることは、世人の知る所なり。但し此種の施設が幾何の効果を奏して對米債務の決済を容易にし、又兌換制度を擁護するに幾何の資するものあるやの一事に至つては、到底一箇の疑問たるを免かれず。此疑は事實に依て、之を検するの外なしとして、本文に於ては、對米放資回收に關する規程の一斑を掲げ、併せて其効果に就て、多少の觀察を試みんとす。

英國政府の企圖する所を概括すれば、政府は(一) 弗貨證券の時價(證券の購入せらるる當日紐育株式取引所相場表に於ける中値を以て、時價とし、相場表に掲記せられざる證券若しくは掲記の相場を以て、眞實の市價を代表するものと認むるを得ざる證券に就ては、證券提供者と協議して、價格を決定す)を以て買入れ、之に對して利子五分、期限五箇年の國庫債券を交付するか、(二) 弗貨證券所有者の希望に依り、期限二箇年を限り、之を借入れ、借入期限内は所有者が證券より得る利率に五厘を加へたるものを所有者に支拂ひ、所有者が紐育に於て之を賣却せんと欲する時機に、賣却するの權利を與ふると共に、政府亦必要と認むる時機に賣却する權利を留保し、政府の賣却したる場合には、當時の爲替相場に據つて、紐育に於ける市價を換算し、之に二分五厘を加重したるものを所有者に交付するを以て要旨とし、保險會社並に信託

會社に之を示して、證券の賣却又は預託を勸誘したる外、一般公衆にも左の如き告示を爲して同一の處置に出づることを要望したり。

千九百十六年一月一日以降米國(加奈陀を含む) 弗貨證券の所有者は國庫に之を賣却するか又は賣却を欲せざる場合には、國庫に之を預託して、其處分を託するを得べく、條件は總て曩に保險會社並に信託會社に示したるものと同一なりとす。保險並に信託會社の提供したる證券を取扱ふに或る時期を要するを以て、國庫は千九百十六年一月一日以前には箇人の申出を受理する能はず。

如上計畫の進行に資する爲め、下の説明を加ふるの必要を認む。

(一) 政府が右の目的を以て受理する有價證券の完全なる目録は之を擧ぐる能はずと雖も、大體に於て下の如き標準に據るものとす。

(a) 純粹の英貨證券は之を受理せず。賣却の

爲めにするに、預託の爲めにするを問はず、提供せらるる有價證券は合衆國又は加奈陀の通貨を以て、額面の表示せられたるものに限り、又英貨を以て表示せられたる場合には、所有者の任意に據り、弗貨證券に引換へられ、又所有者の任意に據り、弗貨又は磅貨を以て代金を領收するを得べし。

(b) 利子又は配當金が發行以來規則正しく支拂はれざりし證券並に千九百十三年一月一日以降毎年三分以上の配當金の規則正しく支拂はれざりし株式は政府に依て、受理せられざるものとす。

(c) 賣却又は預託の目的を以て、提供せらるる有價證券には銀行、仲買業者又は責任ある當事者に依て、該證券は英國に於て、千九百十四年九月三十日以後所有者が現實に所有し、戰爭破裂以來敵國の所有に歸せざりし事實を證明する書面の添付せらるるを要す。

(d) 前記(a)(b)(c)の條件を具備し、且つ下の項目に該當する有價證券は國庫に於て受理するものとす。

(イ) 倫敦株式取引所の公定相場に上る證券

(ロ) 米國政府の公債

(ハ) 米國州並に地方政府の公債

(ニ) 米國に於て營業する鐵道並に公益會社の證券

(ホ) 加奈陀政府、地方、市の公債

(ヘ) 加奈陀鐵道證券

(c) 産業上の會社の債券並に株券は合衆國鋼鐵トラストの如き大會社に屬するものに非ざれば、受理せられず。(d)に列擧したる諸項に該當せざる證券は銀行又は仲買業者の推薦あるに非ざれば國庫に提供するを得ざるものとす。

(二) (提供する證券の目録書式に關する規定なるを以て省略す。)

(三) 金額二萬五千弗以下の目録は株式取引所

せられたる證券を紐育に輸出して、以て政府の債權を收めんとし、此目的を達する爲め、借入又は買入るゝ證券は賣買の容易なるものに限るなり。然れども之を證券所有者の方面より考ふるに、二年間を期限として、自己所有の有價證券を政府に預託し、政府の認めて適當とする時機に於て、如何なる代價を以ても、之を賣却する權利を政府に賦與するが如き、假令ひ賣却代價に對して、二分五厘の割増金を收むるとするも、果して所有者の利益と一致する規定と認む可きや否や。政府が有價證券を所有するの間、例へば千九百七年紐育市場を襲ひたるが如き恐慌發生するか、獨逸系米國人又は英國資本家を苦しめんとする投機業者の策略に依て、市場に動搖を生じたりとすれば、資本家は自ら證券を所有する場合に、恐慌時の代價を以て、證券を賣却せざるに拘はらず、政府に其處分の權利を

員を通じて、之を提供す可く、保險並に信託會社に限つて、直接に提供するを得べし。取引所員に對する手数料は國庫に於て之を負擔す可く此計畫の下に行はるゝ取引に就ては、取引所員は依頼人に手数料を課するを得ず。

(四) 國庫は此計畫の下に現時有價證券の定數以上を受理する能はざるが故に、隨時以上の勧誘を中止することある可し。

(五) 米國有價證券の所有者は本計畫の下に、政府に有價證券を提供することを勧誘せらるゝと雖も、尙ほ各自公開市場に證券を賣却し、其收入を英國政府の證券に投下して、以て本計畫を實質的に援助するの有用なることを記憶するを必要とす。

英國政府が斯る計畫を案出したるは英國に於て所有せらるゝ弗貨證券に對して監督を加へ、米國に對する戰時輸入品の代金支拂に之を利用するを目的とし、政府は買入れたる、又は預託

與へたる場合には、自家の希望に反して、其處分を行はれ、二分五厘の割増金を以て、適當なる賠償金とする能はざるの結果を生ず可し。

此點に於て、債券所有者と株券所有者との地位に大なる相違を生ぜざるを得ず。債券所有者は人工的手段を以てして、容易に價格の動搖せざる有價證券を政府に賣却することを要せらるゝに反し、株券所有者の賣却することを要求せらるゝは、本來價格に投機的變動を生ずるを免かれざるものなり。即ち紐育中央鐵道會社の債券を所有する保險會社は其の市場の左右せられず、又價格の確實なる故を以て、政府に之を賣却する權利を賦與するも、爲めに躊躇する所なかる可しと雖も、株券所有者に至つては然らず六分乃至七分の利廻に當る利益を收めんとする所有者は五分利の國庫債券を領收することを要求せらるゝのみならず、一週間に十點内外の低落を來し、又二三箇月内に價格の三分の一を

喪失することある有價證券を賣却する權利を政府に託し、自己の手に在る場合には、決して賣却せざる價格を以て、賣却せられんか、二分五厘の割増金は何等の慰藉たる能はず。是れ普通の株式に放資するもの多き信託會社が政府の計畫を歓迎せず、債券を所有すること多き保險會社が之を歓迎する所以なり。

茲に於てか、如上の缺點を補ふ爲めに、政府の計畫に對して、種々の修正説主張せらる。其の一は政府をして證券賣却の代價として、一定の價格を所有者に保證せしめんとするものなれども、斯の如きは國庫に不定の負擔を加へんとするものにして、到底實行す可からず。第二案は證券所有者をして二箇年を期して證券を賣却せしめ、二箇年の末に於て、是等證券に代つて、交付せられたる政府證券と引換に還付するか、又は還付せざる場合には、公正なる賠償を與ふるものにして、證券賣却と證券預託とを折衷し

たる方法なり。而して第三案は政府に提供せられたる證券を管理し、賣却の時機方法を決定する委員會を組織し、信託會社保險會社並に證券を所有する會社の代表者を委員に加入せしめんとするものなり。

最後に米貨證券の所有者が國庫に提供したる證券に對して、交付せらるる、國庫債券の條件に就て一言す可し。昨年十月末四分五厘利付軍事公債の全額拂込済と爲りて以來、英國は専ら大藏省證券の賣却と國庫短期借入金の調達とに依りて軍事費を支辨するの方針に出でたるが、大藏省證券に對する需要は甚だ盛にして、昨年十二月中旬に於ける現在高は三億五千八百三十九萬四千磅の多きに上れり。斯く大藏省證券に對する需要の大なるは、多數の人民が短期間放資を爲す爲めに、短期の證券に應募するの意盛なるを示すものに外ならず。此要求に應ずる爲め、政府は英蘭銀行をして、五分利付、千九百二十年十二月一日償還の國庫債券を賣出さしむることと決定したるものなり。同證券の短期にして、又他日長期公債の發行せらるる、場合には、

貴衆兩院論

村田岩次郎

一 貴衆兩院平等論と其の限界

額面價格を以て、應募金に代用するを得るの事實は自ら市價を維持するに足るに加へて、此證券に對しては、現在並に將來の租税を免除することゝしたり。即ち政府が國庫債券の市價を維持するに就て苦心する所少なからざるの狀を知るに足る可く、思ふに他日有利なる條件を以て、長期公債の發行せらるる、場合には、短期の國庫債券は長期公債の拂込金に供用せられ、以て市價の維持に資するの政策行はるること爲る可し。之を大體の情勢より打算するときは、中立國にして、戰時、戰後を通じて經濟社會に繁榮を來す可き米國の有價證券殊に株式は市價の騰貴を見る可きに反し、交戰國たる英國の公債市價は今後低落するを免かれざる可し。然るに英國は資本家に向つて價格の騰貴す可きものを捨て、其低落す可きものを取らしめんとす。是れ英國の對米放資回收に横はる難關にして、政府が米國有價證券に代つて、資本家に交付する公債の市價を維持するに考慮するものある所以なる可しと雖も、果して其目的を達するや否や疑なき能はざるなり。

貴衆兩院平等論に曰く、

「貴族院の獨立は我が憲法の特色にして、憲法の精神が之を政府並に衆議院の權威壓迫の外に獨立せしめ、以て憲法運用の機能を全うせしめんと欲するに在ると甚だ明白なり。隨て又上下兩院は其の權能に於て對等ならざる可からず。力同じからざれば相制することを得ず。是れ二院制度根本の要求の然からしむる所、異議ある可からざるなり」云々

吾人と雖も大體に於て法理上は兩院平等の原則を承認するものなれども、國法上兩院が平等に取扱はれざる三個の最も重大なる場合あるこ